

## 有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要

有害物質	対象家庭用品	基準	備考
塩化水素 硫酸	住宅用の洗剤で液体状のもの (塩化水素又は硫酸を含有する 製剤たる劇物を除く)	酸の量として10%以下 及び所定の容器強度を 有すること	49.10. 1から施行 (55. 4. 1から 一部改正)
塩化ビニル	家庭用エアゾル製品	所定の試験法で検出せ ず(赤外吸収スペクト ル法)	49.10. 1から施行
4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリ クロルフェノキシ)-2-トリフ ルオルメチルベンズイミダゾ ール (略称: DTTB)	繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、 手袋、くつした、中衣、外 衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	30ppm以下(試料1gあ たり30µg以下) (電子捕獲型検出器 付きガスクロマト グラフ)	57. 4. 1から施行
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	家庭用の洗剤で液体状のもの (水酸化ナトリウム又は水酸化 カリウムを含有する製剤たる 劇物を除く)	アルカリの量として5 %以下及び所定の容器 強度を有すること	55. 4. 1から施行
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗剤	0.1%以下 (電子捕獲型検出器 付きガスクロマト グラフ)	58.10. 1から施行
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗剤	0.1%以下 (電子捕獲型検出器 付きガスクロマト グラフ)	58.10. 1から施行
トリス(1-アジリジニル)ホス フィンオキシド (略称: APO)	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び 床敷物	所定の試験法で検出せ ず(炎光光度型検出器 付きガスクロマトグラ フ)	53. 1. 1から施行 (53.11. 1から 一部改正)
トリス(2,3-ジブロムプロピ ル)ホスフェイト (略称: TDBPP)	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び 床敷物	所定の試験法で検出せ ず(炎光光度型検出器 付きガスクロマトグラ フ)	53.11. 1から施行
トリフェニル錫化合物	繊維製品のうち	所定の試験法で検出せ	54. 1. 1から施行

	<p>おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした</p> <p>家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム</p>	<p>ず（フレームレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）</p>	<p>(55. 4. 1から一部改正)</p>
トリブチル錫化合物	<p>繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした</p> <p>家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム</p>	<p>所定の試験法で検出せず（フレームレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）</p>	<p>55. 4. 1から施行</p>
ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	<p>繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物</p>	<p>所定の試験法で検出せず（炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ）</p>	<p>56. 9. 1から施行</p>
ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名：デイルドリン)	<p>繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸</p>	<p>30ppm以下（試料1gあたり30µg以下） （電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）</p>	<p>53.10. 1から施行</p>
ホルムアルデヒド	<p>繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの</p> <p>繊維製品のうち 下着、寝衣、手袋、くつした及びたび かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤</p>	<p>所定の試験法で吸光度差が0.05以下</p> <p>75ppm以下（試料1gあたり75µg） （アセチルアセトン法）</p>	<p>50.10. 1から施行</p>
メタノール (別名：メチルアルコール)	<p>家庭用エアゾル製品</p>	<p>5 w/w%以下 （水素炎型検出器付）</p>	<p>57. 4. 1から施行</p>

		きガスクロマトグラフ)	
有機水銀化合物	繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム	検出せず（バックグラウンド値としての1 ppmを越えてはいけない） （原子吸光法）	50. 1. 1から施行